業務指示書

ベトナム国日本の総合防災情報管理システムを活用した統合ダム管理、および統合洪水管理計画の展開にかかる情報収集・確認調査

第１　指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第２「業務の目的・内容に関する事項」、第３「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：２０１５年１０月２１日　１２時　まで

問合せ先：調達部契約第一課　小菅 恵理子　Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：２０１５年１０月２６日 までに機構ホームページ上に行います。

第２　業務の目的・内容に関する事項ーーーーー別紙のとおり

第３　業務実施上の条件ーーーーーーーーーーーー別紙のとおり

第４　共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

1　共同企業体の結成の可否

（　）認めません。

（　）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（　）　者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（　）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注１）資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。 注２）共同企業体構成員との再委託契約は認めません。 注３）共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2　補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

1）共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の１／２まで補強を認めます。

2）共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の３／４まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（　）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

（　）次の団員については補強を認めません。

（　）協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注１）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注２）複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注３）資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注４）評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
　　評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注５）補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注６）通訳については、補強を認めます。

3　外国籍人材の活用

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）外国籍人材の活用を認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ２分の１を超えない範囲において認めます。

（　）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ４分の１を超えない範囲において認めます。

注）外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第５　プロポーザルに記載されるべき事項

１　コンサルタントの経験、能力等

（１）類似業務の経験

（２）業務実施上のバックアップ体制等

（３）その他参考となる情報

注）類似業務：洪水対策に係る各種調査

２　業務の実施方針等

（１）業務実施の基本方針等

（２）業務実施の方法

（３）作業計画

（４）要員計画

（５）業務従事者毎の分担業務内容

（６）現地業務に必要な資機材

（７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

（８）その他

注１）（１）と（２）を併せた記載分量は、　10ページ以下としてください。

注２）（４）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

３　業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

（１）業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、３点の加点を行います。（「第９　プロポーザルの評価」参照）。

（２）評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／統合水資源管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

１）類似業務の経験：防災対策及び水資源管理に係る各種調査

２）対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験

３）語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4）業務主任者等としての経験
5）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
6）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　洪水対策／防災情報システム】
1）類似業務の経験：洪水対策及び防災情報に係る各種調査
2）対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
3）語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
4）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
5）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第６　プロポーザルの提出手続き等

１　プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物
（１）期限：　2015年10月30日　　１２時
（２）場所：本機構本部１階　調達部受付
（３）提出物：プロポーザル　正１部　　写 ４部
　　見積もり　　正１部　　写 １部（次項第７参照）

２　プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
（１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
（２）提出されたプロポーザルに記名がないとき
（３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
（４）プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
（５）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
（６）機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第８．２による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
（７）虚偽の内容が記載されているとき
（８）前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第７　見積価格及び内訳書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

（　）契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（　）第２、第３で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

（　）現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

（　）本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中１人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

（○）航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

（　）航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス（Y2）を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。 (VND1 = 0.0054 円 , US$1 = 119.77 円 , EUR1 = 134.67 円)

第８　プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）プレゼンテーションは実施しません。

（　）プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

（　）業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に１名の出席を認めます。

（　）業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に１名の出席を認めます。

（1）実施時期：　　～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
（2）実施場所：独立行政法人国際協力機構　　会議室

（3）実施方法：
1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2）機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）テレビ会議システムによる上記（2）の実施場所以外からの出席を認めません。
（　）テレビ会議システムによる上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記（2）の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
a）本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
b）JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
c）接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9　プロポーザルの評価

1　プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。
業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律３点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1．コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2．業務の実施方針」、「3．業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１順位と第２順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。
具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

（1）評価対象とする業務従事者の担当分野
総括／統合水資源管理
洪水対策／防災情報システム

（2）評価対象とする業務従事者の予定人月数
5.50　M／M

2　評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、２０１５年１１月１８日(水) までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3　評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

（1）プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第１位の者の名称のみを公開し、第２位以下の者の名称は非公開とする。

（2）プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点＊

⑤価格点＊

＊④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第９　プロポーザルの評価　１　プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第１０　その他

1　配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2　プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3　プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4　プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後２週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5　虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6　プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

（1）「プロポーザル作成ガイドライン」：

ＪＩＣＡホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html)

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

（2）業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

（3）規程：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)
（4）調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7　密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（2）公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア．対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
イ．契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
ウ．総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ．一者応札又は応募である場合はその旨
（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
（4）情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8　本体事業からの排除
以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）
（　）本件受注コンサルタント（ＪＶ構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
（　）本件受注コンサルタント（ＪＶ構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9　案件の延期又は中止について
治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以　上

プロポーザル評価表

ベトナム国日本の総合防災情報管理システムを活用した統合ダム管理、および統合洪水管理計画の展開にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
（1）類似業務の経験	6.00	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2．業務の実施方針等	(30.00)	
（1）業務実施の基本方針の的確性	14.00	
（2）業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
（3）要員計画等の妥当性	4.00	
（4）その他（実施設計・施工監理体制）		
3．業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力　総括／統合水資源管理	(40.00)	(16.00)
ア）類似業務の経験	16.00	7.00
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ）語学力	6.00	2.00
エ）業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ）その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(—)	(16.00)
カ）類似業務の経験	—	7.00
キ）対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク）語学力	—	2.00
ケ）業務主任者等としての経験	—	3.00
コ）その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(　　)	(8.00)
サ）業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ）業務管理体制	—	8.00
（2）業務従事者の経験・能力：洪水対策／防災情報システム	(20.00)	
ア）類似業務の経験	10.00	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ）語学力	4.00	
エ）その他学位、資格等	4.00	
（3）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（4）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（5）業務従事者の経験・能力：	(　　)	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第２　調査の目的・内容に関する事項

1.　調査の背景

ベトナムは東南アジア各国の中でも風水害による被害が大きい国の一つである。熱帯低気圧の影響により集中豪雨等が多発する一方、地形的には日本と同様に山地から平野部までの距離が短く、流域内の降雨が短時間で流下して平野部では洪水被害を受けやすい。ベトナムは、人命及び社会経済資本の損失防止の観点からも予防から応急復旧までの洪水対策の充実が喫緊の課題となっており、ベトナムの洪水の成り立ちと影響が非常に似ている日本に対し、その知見・経験に基づく協力を強く求めている。

JICA は技術協力「ベトナム中部地域災害に強い社会づくりプロジェクト（フェーズ 1)」（2009 年 3 月～2012 年 2 月）及び「ベトナム災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ 2」（2013 年 8 月～2016 年 9 月）を実施し、対象の地方政府、コミュニティ、及び農業・農村開発省（MARD : Ministry of Agriculture and Rural Development）における洪水対応力の強化を支援している。特に、統合洪水管理計画（IFMP : Integrated Flood Management Plan）の策定を推進し、フェーズ 1 のプロジェクトの成果として、フエ省ではフォン川流域 IFMP が省人民委員会により承認された。（尚、フェーズ 2 ではクアンビン省において IFMP 策定を支援し、省人民委員会の承認を得る見込み。）

近年ベトナムでは、台風・豪雨時におけるダムの決壊あるいは越流に起因する下流域での洪水被害拡大が問題となっており、2010 年 10 月には首相決定として「流域ダム郡の統合管理計画策定指示」が出された。また、2013 年に制定された「防災法」においても、ダムの適切な管理と運用を重要課題として挙げており、災害予防及び地方政府主導による防災活動の方針が示されている。

フエ省フォン川流域 IFMP は、構造物対策及び非構造物対策から成る複数の洪水対策事業を計画し、中でも流域にある 3 つの大規模ダム（Huong Dien、Binh Dien、Ta Trach）の洪水調整がもっとも効果的な洪水対策であることを示している。かかる状況を踏まえ、フエ省フォン川流域を対象にダムの適切な運用・維持管理と予警報システムの整備による洪水被害軽減を目的とした無償資金協力案件「総合防災情報システムを用いた緊急時における効果的ダム運用及び洪水管理計画」がベトナム政府より要請され、今般、同要請内容の妥当性を確認し概略設計策定を目的とする協力準備調査の実施が決定された。

今後の JICA によるベトナム防災協力の展開においては、これまでの技術協力の成果及び実施が見込まれる同無償資金協力事業の効果を踏まえ、洪水対策を重点分野としてベトナム政府による IFMP 推進を支援する方針である。フエ省フォン川流域は、IFMP の策定及び実施の先行事例であり、MARD はこれをモデルケースとして統合的な洪水対策を全国他流域に展開

したい意向をもっている。

全国展開に関連して、MARD は効果的な統合ダム管理が必要な流域としてフエ省フォン川を含む全国 14 流域を提示している（下表）。今後の JICA による防災協力の事業展開を検討するにあたっては、同 14 流域は統合ダム管理の展開にとどまらず、今後の IFMP 全国展開の対象としても検討すべき流域といえる。しかし、ここに示された 14 流域のうち、フエ省フォン川を除く 13 流域については、統合ダム管理及び IFMP の導入を検討するために必要な基礎情報が乏しい。

本調査では、残る 13 流域のうち洪水特性及び流域範囲・規模を考慮し、下表網掛け部分の 8 流域（番号 2、3、4、5、7、8、9、10）を対象に基礎情報を収集し、対象流域及び地方省（市）関係機関の洪水対策にかかる現状及び課題を把握する。これにより今後展開すべき事業内容、その効果、及び優先対象流域を検討することを目的とする。

	River basin	Province and city
1	Bang Giang-Ky Cung	Cao Bang, Lang Son
2	Hong - Thai Binh	Cao Bang, Ha Giang, Tuyen Quang (Song Lo) Lao Cai, Yen Bai, Phu Tho, Vinh Phuc (Song Hong) Lai Chau, Song La, Hoa Binh (Song Da) Ha Noi, Hung Yen, Ha Nam, Nam Dinh, Thai Binh Bak Kan, Thai Nguyen (Song Cau) Bac Giang, Bac Ninh, Hai Duong, Hai Phong
3	Ma	Dien Bien, Son La, Thanh Hoa
4	Ca	Nghe An, Ha Tinh
5	Thach Han	Quang Tri
6	Huong	T. T. Hue
7	Vu Gia-Thu Bon	Kon Tum, Quang Nam, Da Nang
8	Tra Khuc	Kon Tum, Quang Ngai
9	Kone	Gia Lai, Binh Dinh
10	Ba	Gia Lai, Dak Lak, Phu Yen
11	Se San	Kon Tum, Gia Lai
12	Srepok	Lam Dong, Dak Nong, Dak Lak
13	Dong Nai	Lam Dong, Binh Thuan, Dong Nai (Song Dong Nai) Dak Nong, Binh Phuoc, Binh Duong (Song Be) Tay Ninh, Ho Chi Minh, Long An (Song Sai Gon/Song

		Co Dong)
14	Lower Mekong	Dong Thap, Tien Giang, Vinh Long, Ben Tre, Tra Vinh An Giang, Can Tho, Hau Giang, Soc Trang Bac Lieu, Ca Mau, Kien Giang

2. 調査の目的

8 流域 34 地方省（市）（上記 1.に記載）を対象に、洪水対策の現状と課題を確認し、統合的ダム管理及び IFMP の導入検討に必要な情報収集及び分析を行う。

3. 調査対象地域及び相手国関係機関等

3.1 調査対象地域

8 流域 34 地方省（市）

3.2 相手国関係機関

3.2.1 中央政府

・農業農村開発省（MARD）水資源総局（Directorate of Water Resources）

3.2.2 地方省（市）

・省（市）風水害対策委員会（PCFSC : Provincial Committee for Flood and Storm Control）

・省（市）人民委員会農業農村開発局（DARD : Department of Agriculture and Rural Development）

・省（市）水文気象局（HMS : Hydro Meteorological Services）

3.3 本調査に関連する我が国の主な援助活動

・ベトナム中部地域災害に強い社会づくりプロジェクト（2009 年 3 月～2012 年 2 月）（対象地方省：フエ省、クアンナム省、クアンガイ省）

・ベトナム災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ 2（2013 年 8 月～2016 年 9 月）（対象地方省：ゲアン省、ハティン省、クアンビン省、フエ省）

4. 調査の範囲

本調査の実施にあたっては、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「6. 調査の内容」に記載する事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA ならびに相手国関係機関に提出する。

5. 実施方針及び留意事項

5.1 調査の位置づけ

本調査は、洪水対策に係るフエ省の取り組みを先行事例として捉え、これを「ベ」国政府のイニシアティブにより他流域に展開する場合、優先対象となる流域の選択が課題となることを念頭に、今後の JICA による効果的な支援事業を検討するための基礎資料をとりまとめるもの。

5.2 地方省のオーナーシップ及びキャパシティ

新たに制定された「防災法」においては地域主導による防災行政の方針が示されており、JICA もこれに従い、IFMP に基づく地方防災の自律的展開を支援する。フエ省が洪水対策において先進的な取り組みを実施できる背景には、省人民委員会のオーナーシップ及び関係機関スタッフのキャパシティの高さに負うところが大きい。本調査の過程では、オーナーシップ及びキャパシティを評価できる情報の収集が重要となる。

5.3 気象／水文情報の共有

現在のベトナムにおける IFMP 推進上の課題の一つは、リアルタイムの水文情報の不足及び情報の分散である。フエ省で実施が検討される無償資金協力はこれを改善する総合的防災情報システム（雨量及び河川・ダム水位の観測施設、データ解析・洪水予測・ダム管制・予警報発信の洪水管理情報センター等）の導入事業であるが、現状においてもフエ省内では気象／水文観測機関と洪水対策実施機関との間での情報共有が進んでいる。本調査では、気象／水文情報の共有に係る関係機関の連携に留意する。

5.4 優先対象流域の選定基準（案）の検討

統合的ダム管理あるいは IFMP を全国展開するにあたっては、対象流域の優先付けが必要となる。本調査では、調査対象流域の現状及び課題を整理し、優先対象流域の選定基準（案）を検討する。

6. 調査の内容

6.1 事前準備及びインセプション・レポートの説明・協議

6.1.1 関連資料の収集・分析

既存の関連資料、情報、データ等の整理・分析を行い、調査全体の方針・手法を検討した上で、詳細な調査項目を整理し、調査計画を策定する。

6.1.2 インセプション・レポートの作成

上記の作業結果をとりまとめ、インセプション・レポート、質問票を作成する。

6.1.3 インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を JICA 及び先方関係機関に説明し、内容に関して協議の上、調査の進め方、協力依頼、留意事項等について確認し、基本的了解を得る。

6.2 社会・経済状況、自然条件及び洪水災害の特性・実績（現地再委託可能）

6.2.1 社会・経済状況

対象の 34 地方省（市）に関する一般的な社会・経済のデータを収集し、概況を簡潔に取りまとめる。省（市）の人口動向、都市化、産業構造、経済規模、貧困率、民族構成、行政区分等が含まれる。洪水被害に関連し、重要な施設（主要幹線交通網、工業団地等）、産業、都市等の特徴があれば特記する。

6.2.2 自然条件

対象の 8 流域 34 地方省（市）に関する自然条件のデータを収集し、概況を簡潔に取りまとめる。特に、主要な河川名、河川の特徴、流量、年間降雨量等について確認する。また、対象地域の地形、河川、及びダム等関連施設の場所が分かる地図を入手し、併せて施設の設計等の情報を収集する。

6.2.3 洪水の特性及び被害実績の概要

対象の 8 流域 34 地方省（市）に関して、上記 6.2.2 自然条件を踏まえ、洪水の特性を調査し、概説する。主要河川ごとに、上流域、下流域、支流等の河川環境に応じて、頻度の多い浸水地域を確認し、その特徴及び要因について調査する。

また、直近 10 年の主な洪水被害概要（洪水レベルを示す情報を含む）及び渇水実績を確認し、洪水、渇水時の地方省（市）の対応状況及び今後の改善方針に関して聞き取り調査する。洪水被害に関しては、年間を通じた統計記録（洪水発生回数、人身被害、被災者数、家屋の浸水、農地等の浸水面積、被害総額（経済損失））とともに、主要な（大型の）洪水については、その発生時期、要因、規模、雨量・水位（観測記録）ダム放流、及び被害状況に関して整理する。

6.3 防災行政の枠組み（現地再委託可能）

6.3.1 法制度及び全体計画

洪水対策を実施する上で重要となる主要な法制度（国全体及び対象流域もしくは地方省（市））を確認し、本調査との関連を中心に取りまとめる。また、対象の地方省（市）における社会経済開発 5 ヵ年計画、防災計画、流域管理計画等を調査し、統合洪水管理計画あるいは防災情報システム計画の有無及び位置づけを確認する。

6.3.2 関係機関及び予算・人員

対象の地方省（市）について、洪水管理・防災対策に関連する組織・機関とその役割・責任を確認し、近年の予算・人員の推移を調査する。

省（市）風水害対策委員会（PCFSC）に関しては、委員長及びその構成委員を確認し、事務局となる農業農村開発局（DARD）内の担当部局を確認する。また、右 DARD 内担当部局（通常は、堤防管理風水害対策支局（DDMFSC : Sub Department of Dyke Management, Flood and Storm Control））及び省（市）水文気象局（HMS）に関しては、その組織／職員内訳の詳細を確認する。

6.3.3 中央政府からの補助・支援

上記 6.3.2 に関連して、洪水管理（もしくは防災対策）に係る中央政府からの補助・支援プログラムの内容及び予算規模の実績を調査する。尚、中央政府からの補助・支援の対象には、防災対策に係る政府決定である Decision 1002 に基づくコミュニティ防災活動（CBDRM: Community Based Disaster Risk Management）に対する予算措置のような国家プログラム以外に、災害発生後の救済・復旧を目的とした緊急支援に係る実績も含む。

6.3.4 他ドナー・NGO の支援

他ドナー及び NGO による洪水管理に関する主要なプログラムを確認する。また、それぞれの進捗、課題、活動の持続性について調査する。

6.4 洪水対策の現状及び実績（現地再委託可能）

6.4.1 洪水リスク分析

対象の地方省（市）について、洪水リスク分析の実績、担当部署（担当者）、分析能力等を確認する。特に、洪水氾濫解析モデルの開発に関して、DARD 及び HMS スタッフの経験・能力、両組織の役割分担あるいは HMS の関与の度合い、組織／制度上の課題を確認する。

また、分析に必要となる基礎データ（気象／水文、地形、河川横断測量等）の整備状況を調査する。併せて、洪水リスク分析の実務適用の有無、洪水ハザードマップの作成・更新の

状況について確認する。

6.4.2 構造物対策及び非構造物対策

対象の地方省（市）について、構造物による洪水対策の主な実績、建設／設置基準及び維持管理に関するガイドライン／マニュアル等の整備状況を調査する。同様に、CBDRM を含む非構造物対策の主な活動実績、CBDRM のファシリテーター・トレーナーの活動現状等を調査する。

また、構造物対策及び非構造物対策に関して今後の具体的な投入／活動計画を確認する。

6.5 関連施設及び気象／水文情報（現地再委託可能）

対象 8 流域のダム施設、気象／水文観測施設、水利情報通信施設、及び洪水時の予警報施設の実態調査を行う。また、これら施設の運用による雨量、河川水位予報の実態調査、並びに、気象／水文観測機関、洪水対策実施機関、ダム管理会社の間での気象／水文観測データの情報共有の実態調査を行う。併せて、緊急時（洪水時）の予警報及び避難指示等の情報発信に関して、その意思決定及び情報伝達手段・経路を確認する。

6.6 ダム操作管理（現地再委託可能）

対象 8 流域の主要なダムに関して、各ダムの運転実績及び操作マニュアルの整備状況を確認する。また、各ダムの平常時及び非常時の運転指揮に関して、人民委員会等関係機関の関係を整理し、ダム運用に関する関係機関の調整状況（治水または利水のどちらに重きを置いた運営が必要かを含む）を確認する。

6.7 プログレス・レポートの作成、説明・協議

これまでの調査結果をプログレス・レポートに取りまとめ、JICA 及び先方関係機関に説明・協議を行い、その内容に関して基本的な了解を得る。また、JICA との協議では、プログレス・レポート作成後の 6.8 課題整理及び 6.9 選定基準（案）の検討にあたって、検討方針及び留意事項を提案の上、その詳細について協議・確認を行う。

6.8 統合的ダム管理及び IFMP の導入に係る課題整理

これまでの調査結果を踏まえ、総合防災情報システムを活用した統合的ダム管理の導入可能性について検討する。検討にあたっては、対象となる主要ダム及び既存の気象／水文観測施設の現状、気象／水文データの収集・活用状況、ダム管理会社を含む関係機関の運営・維持管理体制に留意し、対象地域の自然条件と洪水特性を十分に考慮し、統合的ダム管理を導

入した場合の効果（インパクト）及び懸案事項を勘案の上、課題整理を行う。特に、当該流域が複数省（市）に跨る場合の連携・調整についても検討する。

同様に、IFMP の導入に係る課題整理を行う。IFMP 推進にあたっては、対象の地方省（市）の全体計画における防災／洪水対策の位置づけ、および省（市）人民委員会のリーダーシップが重要となる。洪水リスク分析及びリアルタイム気象／水文データの収集・解析等の技術的課題の他、組織的及び財政的視点も含む総合的な検討を行う。

6.9 優先対象流域の選定基準（案）

6.8 で整理した課題を踏まえ、統合的ダム管理及び IFMP の全国展開に係る優先対象流域の選定基準（案）を検討・策定する。

6.10 ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議

これまで導き出された本調査の全ての結果を取りまとめの上、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、JICA 及び先方関係機関に説明・協議を行う。

6.11 ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナル・レポートとして取りまとめる。

7. 成果品等

7.1 調査報告書

本調査では、以下の調査報告書を作成し、ファイナル・レポートを成果品とする。

(1) インセプション・レポート（IC/R）

a) 記載事項：調査方針、調査手法、実施体制、作業工程、要員計画等

b) 提出時期：2015 年 12 月上旬

c) 部数：和文 5 部、英文 40 部、越文 40 部

d) CD-R：5 枚

(2) プログレス・レポート（P/R）

a) 記載事項：社会・経済状況、自然条件、洪水災害の特性・実績、防災行政の枠組み、洪水対策の現状・実績、関連施設及び気象／水文情報、ダム操作管理

b) 提出時期：2016 年 2 月上旬

c) 部数：和文 5 部、英文 40 部、越文 40 部

d) CD-R：5 枚

(3) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）

a) 記載事項：調査結果全体

b) 提出時期：2016 年 3 月上旬

c) 部数：和文 5 部、英文 40 部、越文 40 部

d) CD-R：5 枚

(4) ファイナル・レポート（F/R）

a) 記載事項：調査結果全体

b) 提出時期：2016 年 3 月中旬

c) 部数：和文 5 部、英文 40 部、越文 40 部

d) CD-R：5 枚

7.2 その他提出物

(1) 関係機関等との協議録

a) 記載事項：関係機関等との協議の際の協議・決定事項

b) 提出時期：都度

c) 部数：1 部

(2) 収集資料

a) 記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

b) 提出時期：調査終了時

c) 部数：1 部

7.3 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出展を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望を聴取し、議事録に残すものとする。

7.4 報告書の印刷仕様／電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第 3　業務実施上の条件

1.　調査の工程

本調査は 2015 年 11 月下旬開始、2016 年 3 月中旬完了を目途とする。本調査では、年末年始及び旧正月（テト休暇）を考慮し、現地調査を 3 回に分ける以下のような工程を想定しているが、より効率的かつ効果的な作業工程があればプロポーザルで提案するものとする。

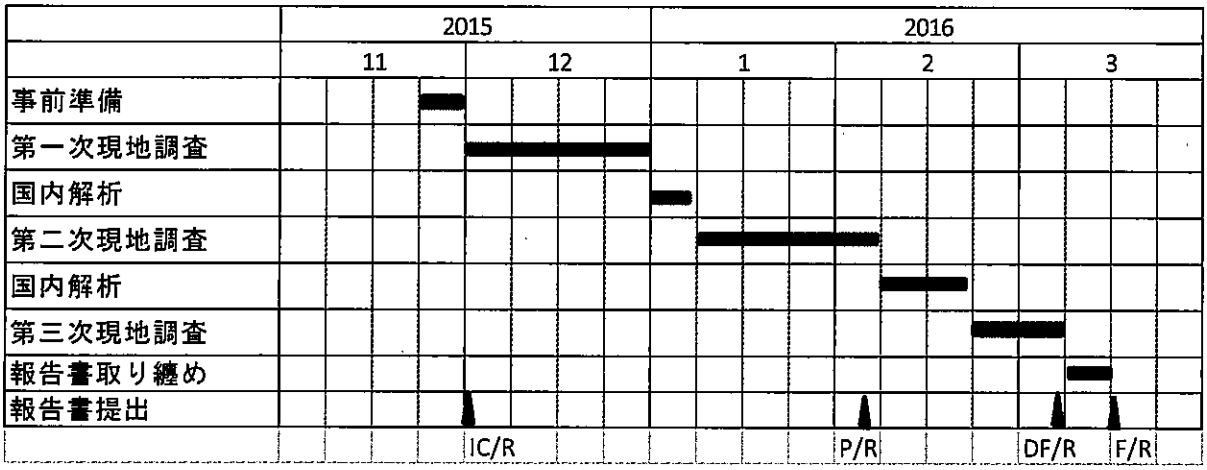

2.　業務量の目途

総計　約 12.66 M/M

3.　調査分野

本調査には以下に示す各分野を担当する団員が参加することを想定している。しかし、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由と共にプロポーザルにて提案するものとする。下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

（1）総括／統合水資源管理　　（2 号）

（2）洪水対策／防災情報システム　（3 号）

（3）施設運営・管理

（4）水文情報

必要に応じて、コンサルタントにて通訳（日⇔越もしくは英⇔越）を傭上し関係機関と協議することを認める。

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該調査について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することを認める。

(1) 防災行政及び洪水対策に係る調査

上記 6.2、6.3 及び 6.4 の調査内容

(2) 施設管理及び気象／水文情報に係る調査

上記 6.5 及び 6.6 の調査内容

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

5. 配布資料

(1) ベトナム政府　要請書「総合防災情報システムを用いた緊急時における効果的ダム運用及び洪水管理計画」（無償資金協力）

(2) フエ省 IFMP 策定チーム／JICA 専門家　フエ省フォン川流域統合洪水管理計画

(3) JICA 専門家　ベトナム国災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ２　ベースライン調査報告書

6. 調査用資機材

本調査実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸入許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

7. その他

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上